高浜発電所 1 号機の運転上の制限の逸脱について

2023年8月16日 関西電力株式会社

高浜発電所1号機は調整運転中のところ、8月15日23時41分に「格納容器内高レンジエリアモニタ^{※1}(高レンジ)CH4故障」警報が発信しました。

このため、同日23時54分に保安規定の運転上の制限^{*2}を満足していない状態にあると判断しました。

なお、プラントの運転状況に異常はありません。また、格納容器排気筒 モニタおよび野外モニタの指示に異常はなく、本事象による環境への放射 能の影響はありません。

現在、原因について調査を行っています。

※1:事故時の格納容器の放射線量率を確認するために設置しているモニタであり、 格納容器内の放射線量率を監視している。

※2:運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器(ポンプ等)の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要となる。

以上

| | | - H H | 所要チャ | 所要チャン | 所要チャンネル数を満足できない場合の措置*18 | 8 - | | 確認事項 | |
|--|---|----------------|-------|-------------|-------------------------|------|-----------------|------------|------------|
| 項 目 | (茂) 能 | 4 | ンネル数 | 条件 | 黒 粜 | 完了時間 | 項目 | 頻度 | 東 財 |
| | 1 次冷却材压力 | モード1、2および3 | 2 | 4 1チャンネルの計 | A.1 計装保修課長は、当該チャン | 30日 | 機能の確認を | 定期事業者検 | 計装保修課長 |
| ************************************** | 加圧器水位 | | 2 | 器が動作不能であ | ネルを動作可能な状態にす | | 行う。 | 香 時 | |
| 7.《冷却米叶状"; | 1 次冷却材温度(広域)(高温側) | | က | る場合 | 9° | | | | |
| | 1 次冷却材温度(広域)(低温側) | | က | | | | | | |
| 化学体積制御系計装※19 | ほう酸タンク水位 | | 2 | | | | | | |
| | 蒸気ライン圧力 | | 各ライン2 | | | | | | |
| - 井 ケ ナ、 L + f の か か お 早 o か よ | 復水タンク水位 | | 2 | B 条件Aの措置を完 | B.1 計装保修課長は、当該計器が | 速やかに | | | |
| 王然気およい紹水、補助稻水 玄計#※19 | 蒸気発生器水位(広域) | | က | 了時間内に達成で | 故障状態であることが運転 | | | | |
| ¥ III | 蒸気発生器水位(狭域) | | 各SG2 | きない場合 | 員に明確に分かるような措 | | | | |
| | 補助給水流量 | | ဗ | | 置を講じる。 | | | | |
| 燃料取替用水系計装※19 | 燃料取替用水タンク水位 | | 2 | | | | 動作不能でな | 1ヶ月に1回 | 当直課長 |
| | 格納容器水位(広域) | | 2 | C 1つの機能が動作 | G.1 計装保修課長は、当該機能の | 10日 | いことを指示 | | |
| | 格納容器水位(狭域) | | 2 | 不能である場合 | 1チャンネルを動作可能な | | 値により確認 | | |
| 原子炉格納容器関連計装 | 格納容器内圧力 | | 2 | | 状態にする。または、代替の | | 4 8° | | |
| 19 | 格納容器内温度 | | 2 | | 監視手段を確保する。 | | | | |
| | 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) | | 2 | D. 条件Cの措置を完 | D.1 当直課長は、モード3にす | 12時間 | | | |
| | 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ) | | 2 | 了時間内に達成で | 9° | | | | |
| | 1次系冷却水タンク水位(1号炉および2号炉) | | 2 | きない場合 | | | | | |
| 原子炉補機冷却系計裝※19 | 原子炉補機冷却水サージタンク水位 (3号炉およ | | ٥ | | および | | | | |
| | び4号炉) | | ı | | | | | | |
| 制御用空気系計装 | 制御用空気圧力 | | 2 | | D.2 当直課長は、モード4にす | 36時間 | | | |
| 计分计 1 宏显并※19 | 高圧安全注入流量 | | 2 | | % | | | | |
| スキオハボミ教 | 低压安全注入流量 | | 2 | | | | | | |
| 18:チャンネル毎、機能毎 | ※18:チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。 | | | | | | | | |
| ※19:各計装は、重大事故等対処設備を兼ねる。 | F対処設備を兼ねる。 | | | | | | | | |
| 各計 装 | 各异址式配作不能時计 第85条 (表85-18) C调制下D制限+ 確認する | 1 × | | | | | | | |

高浜発電所 第 34 条-19/23

| | 細 | 字 | | | |
|--|-----------|---|---|--|---|
| 確認事項 | 頻度 | 定期事業者 検査時 17月に1 回 | | | |
| | 項目 | 機能の確認を行う。 動作力の 動作不能 ないこことを 指示してを を を の の の の の の の の の の の の の の の の の | | | |
| | 完了時間 | 速やかに速やかに30日 | 速やかに 速やかに 30日 | 7 2時間1 2時間 | 5 6時間速やかに速やかに速やかに |
| 所要チャンネル数を満足できない場合の措置**3 | 罪 | 当直課長は、作可能であるでで、で、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装保修課長は、当該計器が故障 状態であることが運転員に明確に 分かるような措置を講じる。 および および B.3 計装保修課長は、当該計器を動作 可能な状態にする。 | る (C.1 計装保修課長は、当該機能の主要 パラメータまたは、代替パラメー タを1手段以上動作可能な状態に 復旧する。 よ D.1 当直課長は、モード3にする。 およれ | D.2 当直課長は、モード5にする。 E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器 内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう 素濃度が低下する操作を全て中止 する。 |
| (1) 一人 | 条 | A. 主要パラメータを計測 する計器全てが動作不 能である場合 | 8 代替パラメータを計測 する計器全てが動作不 能である場合 | C. 1つの機能を確認する 全ての計器が動作不能 である場合 D. モード1、2、3およ パ4において条件A | Bまたにの フ時間内に達成できな い場合 に モード 5 および 6 にお いて条件 A または B の 措置を完了時間内に達 成できない場合 |
| 田與 | 十 デード | モード 1、2、 3、4、 5 および 5 および 6 | | | |
| 所要チ | マンドが、 | - | - | - | |
| 能※1 | 代替パラメータ※2 | ①主要パラメータの他チャンネル | ①土壌パコメータの右チャンネル②格参容器巧高レンジエリアモニタ(高 アンジ) | ①格約容器内高レンジェリアモニタ(低レンジ) | ① 品参の器 左向 レンジェリアモニタ (南 レンジ)① 品参 ない 器 左向 レンジェリアモニタ (南 レンジ)○ 品を 参称器 左向 レンジェリアモニン 格 参 窓 報 左向 レンジェリアモニタ (前 て シンジ) |
| 機 | | 格袋や器石高フンジエンアモニタ (高フンジ) ニタ (高フンジ) | 格納容器 石高 レンジェリアモニタ (低 レンジ) | 【格納容器じんあいモニタ〕※4 | 「格納容器ガスモニタ」※4 「格納容器内エアロック区域エリアモニタ」※4 「炉内計装区域エリアモニタ」※4 タ」※4 |
| 分 原子炉格納容器内の放射線量率 類 キュー | | | | . ' | |